
■ 「消費者問題の法律に強くなる講座（in 大分市、日田市）」受講者の募集について

大分県消費生活・男女共同参画プラザでは、私たちの消費生活に深く関係のある法律を学べる講座を実施します。

国家資格である「消費生活相談員」の資格取得にもチャレンジできる内容になっています。

★今年は大分市内で試験が実施されます。

1. 対 象：どなたでも受講できます

2. 開催会場／募集人員

(1)大分会場：全労済ソレイユ（大分市中央町4丁目2-5）／20名

(2)日田会場：日田市複合文化施設AOSE（日田市上城内町395）／20名

※日田会場については、定員に達しない場合は中止になります。

3. 日 程：全8回

4. 受講料／テキスト代：無料

5. 申し込み締め切り：5月8日（水曜日）

※定員に到達次第締め切りとします。

※日田会場については定員に達しない場合、中止となりますのでご了承ください。

お申し込みは、申込書を郵送、F a x、電話、もしくは、簡易申請フォームよりお申し込みいただけます。

★QRコードによる簡易申請フォームはこちらから。

もしくは下記URLからお願いします。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/Jynxr9Fg>



〈申し込み先〉

〒870-0037 大分市東春日町1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 消費生活班

T e l 097-534-2038

F a x 097-534-0684

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

■ 20歳代に増える投資用マンションの強引な勧誘に注意！

マンションの住戸を購入すれば、家賃収入や売却益を得られると勧誘する投資用マンションに関する相談が、20歳代の若者で増加しています。投資用マンションの相談件数は全体としては減少傾向にあるにもかかわらず、20歳代では増加しており、平均契約購入金額は2,000万円を超えて推移しています。

【相談事例】

- ・事業者レストラン等へ呼び出され、契約するまで帰してもらえず高額契約をしてしまった。
- ・家賃収入を保証すると説明されたが、実際は保証に期限があり、収入が赤字でローンの返済が困難になってしまった。 など

相談事例からみる問題点としては、

- (1) 強引な勧誘や説明不足がみられる
- (2) 収入に合わない高額なローン等を組み返済困難になっている
- (3) 金融機関のローン等の申告で虚偽申告を指示されるケースもみられる
- (4) 事業者がクーリング・オフさせないようにする

■ 投資にはリスクがあり、必ずもうかる訳ではありません

マンションへの投資にはリスクがあり、必ずもうかる訳ではありません。マンションの価格が適正か、将来の家賃収入、オーナーとしての負担、ローン返済額等の様々な要素を考慮して判断することが求められます。20歳代の若者の知識・経験・判断力不足につけ込む事例もみられますので、より慎重な判断を心がける必要があります。

○契約の意思が無ければきっぱり断りましょう

○金融機関から融資を受ける際に虚偽申告をしてはいけません

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

■ 「消費生活相談員資格取得支援講座」受講者募集！

大分県消費生活・男女共同参画プラザでは、消費生活センターなどで商品事故の相談を受け、消費者トラブルの解決を支援している消費生活相談員を確保するため、消費生活相談員の資格取得を目指す方を対象にした講座を実施するので、お知らせします。

主催：大分県消費生活・男女共同参画プラザ

運営：株式会社 東京リーガルマインド

- 1 **募集人数** 20人（応募者多数の場合は選考）
※ただし、受講対象者に条件があります。
- 2 **講座の日程及び内容等**
通信講座：令和元年6月～8月までに、通信講座9回、オリエンテーション1回、スクーリング3回で試験対策のポイントを学びます。
直前講座：通信講座修了後、8月24日（土）、9月1日（日）、9月8日（日）、9月16日（月）集中講義により試験対策の重要ポイントを強化します。
- 3 **応募方法**
申込書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、確認事項、応募動機）を明記のうえ、株式会社東京リーガルマインド福岡支社まで、郵送・ファックス・E-mailのいずれかの方法で、ご応募ください。応募に要する経費はご負担願います。
申込書は大分県消費生活・男女共同参画プラザ窓口及びホームページに掲載します。
また、申込書の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
ファックス：092-741-5609
E-mail：kyushu@lec-jp.com
- 4 **応募締切** 令和元年5月31日（金）
- 5 **選考結果** お申し込みいただいた方全員に、郵送で通知させていただきます。
- 6 **その他**
(1) 受講料・教材費は無料です。

(2) 通信講座のスクーリングと直前講座の会場は大分県消費生活・男女共同参画プラザです。会場変更の場合は受講者にお知らせします。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！
★ Facebookに登録してなくても、見ることができます。
<https://www.facebook.com/oita.iness>

■ アイネス消費生活出前講座のご案内

アイネスでは、消費生活相談員などによる、消費生活に関する様々な情報や、消費者被害に遭わないポイントなどの消費生活出前講座を行っています。

講師料や出張費は不要です。場所の確保及び場所代のみご負担願います。

学校の授業やPTA、放課後児童クラブなどでもニーズに合わせた内容でお話しします。また地域の高齢者の方々、ヘルパーさんやケアマネージャーさんを対象とする講座など、ご要望に応じて行いますのでお気軽にご連絡ください。電話で日程調整の上、下記申込用紙をメール等でお送りくださいますようお願いいたします。

申込用紙はこちらからダウンロードしてください。

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/demae-kouza.html>

【テーマの一例】

- 契約の基礎知識を教えて！
- クーリングオフってどんな仕組み？
- インターネットの契約トラブル
- 最近の悪質商法
- 「小学生も消費者」「中学生も消費者」
- お金の使い方

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

■チケット転売仲介サイトに注意 不審に思ったらすぐ相談を

海外の転売仲介サイトなどを公式サイトと思い込み、定価を大幅に上回る価格で人気のコンサートやスポーツ観戦のチケットを購入してしまったという相談が寄せられています。

《事例》

スポーツ観戦チケットを購入しようと、インターネットで検索した。検索画面の一番上にチケットサイトが表示されたのでクリックした。「残り枚数わずか」と表示されていたので、そのまま購入した。購入確認メールで、改めて内容を確認すると、思っていたより高額だったので、不審に思って調べた。自分が購入したサイトは、非公式の転売仲介サイトと分かった。不安なので購入を取り消したいが、どうしたら良いだろうか。

【アドバイス】

インターネットで検索したときに、非公式のサイトが上位に表示されることもあります。一度行った契約を取り消すことは難しいため、サイト運営事業者の所在地、連絡先などが明示されているかを確認してから利用するようにしましょう。また、価格に加えて、手数料や送料、キャンセルに関するルールなどもよく確認するようにしましょう。

イベントによってはチケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。チケットの利用条件を確認しておくことも重要です。

いわゆる「ダフ屋行為」やインターネット上での高額転売を禁止するため、チケット不正転売禁止法がスタートします。特定の条件を満たすイベントでチケットの不正転売を行った場合、罰則の対象になることがあります。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：097-536-5000
-

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■アイネス夏休み講座のお知らせ

アイネスでは、消費者の方が自主的かつ合理的に行動できるよう、ライフステージに応じた消費者教育を行っています。その一環として、小学生を対象に日々の暮らしに関わる教材を使い、楽しく学べる講座を開催します。夏休みの自由研究にもぴったりの講座です。保護者の方と一緒に、ご家族で楽しく学んでみませんか。

詳しい内容については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/natuyasumikouza.html>

▼イベント内容

☆【ワークショップ】場所：アイネス 大分市東春日町1の1

◆7月23日（火）「LED ライトをつくろう！」（小学3～6年生）※材料費800円が必要です。

◆7月24日（水）「電気をつくるしくみを知ろう！」（小学4～6年生）

◆7月26日（金）「世界に一つだけの乾電池を作ろう！」（小学3～6年生）

◆7月30日（火）「冷蔵庫をのぞいてみよう！」（小学4～6年生）※豚肉アレルギーの方は試食をご遠慮ください。

◆8月20日（火）「貯金箱を作ろう！」（小学1～6年生）※犬、猫のアレルギーの方はお知らせください。

☆【施設見学】場所：おおいた動物愛護センター 大分市廻栖野3231番地47

◆8月1日（木）「おおいた動物愛護センターを見学しよう！」（小学1～6年生）

※現地集合、見学終了後現地解散となります。

注意事項

①安全面や実施内容から、対象学年以外のお子様の参加・帯同はご遠慮いただいています。

②未就学児の方は参加・入室できませんので、ご了承ください。1歳以上6歳までの未就学児のお子様については、事前のお申し込みによりお預かりします（先着5名まで）。事前にお問い合わせください。

③申込開始時間は6月20日（木）12時です。申込者が多数の場合、先着順となります。定員に達した場合は、予告なく申込を停止しますので、ご了承ください。なお、複数の講座をお申し込みの場合、より多くの方に参加していただけるよう、調整させていただく場合があります。

④講座開始前に受付をします。開始時間の15分前までの来場をお願いします。

(8/20開催の「貯金箱を作ろう!」を除く。)

⑤キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。

⑥広報を目的として、写真や映像を撮影させていただきます。

⑦「動物愛護センター見学」は動物愛護センター（大分市廻栖野3231-47）現地集合、現地解散です。

お申し込みはこちらの申込受付フォームからお願いいたします。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/Gxdi4mQj>

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13:00~16:00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月~金曜日（祝、休日をのぞく）9:00~16:30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

**■液体の入ったスマートフォンケースからの液漏れに注意
ーキラキラかわいいケースに潜む危険ー**

スマートフォンを保護や装飾する目的で、様々なスマートフォンケースが販売されています。そのうち、内部に液体が封入された商品（以下、「液体の入ったスマートフォンケース」とします。）から漏れた液体が皮膚に付着し、化学やけどを負った事例が報告されています。

これらの商品の多くには、皮膚障害が生じる可能性がある液体が使用されており、皮膚に付着すると発赤や化学やけどなどが発生してしまう場合があるとして、国民生活センターが2016年に注意喚起を行っています。

しかしながら、注意喚起を行った以降も「液体が染み出てやけどした」、「皮膚がスマートフォンの形に赤くなった」といった危害情報が全国で9件あり、治療に1カ月以上要した事例も3件ありました。

そのため、国民生活センターが市販の5銘柄のスマートフォンケースに封入された液体の成分や表示等を再度調べたところ、下記のことになりました。

- ・液体の入っている部分のケースの材質はポリカーボネートで、封入された液体の容量は約7～19mLでした。
- ・封入された液体は、灯油に組成が近い鉱物油でした。これらの液体が数時間程度、皮膚や衣服に付いたままにしておくと、灯油皮膚炎に似た化学やけどを起こす危険性があると考えられました。
- ・ケースに封入された液体の人体への影響について、パッケージ等に表示していたものはありませんでした。

ケースに封入された液体に接触すると、化学やけどを起こす可能性があります。危険性を認識し、取り扱いには十分に注意しましょう。

参考：国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190530_3.html#taiou

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■海水浴での「フロート使用中の事故」に気を付けましょう！

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議では、7月22日（月）から7月28日（日）まで、令和元年度「子どもの事故防止週間」を実施することになっています。あわせて、消費者庁が下記のとおり注意喚起をしています。夏休みに、海水浴に出かける方はご注意ください。

海は、天気、風向、風速、潮位、潮の満ち引きなどにより大きく姿を変え、それが事故につながる場合があります。

海上保安庁の平成21年から平成30年までの10年間の事故情報によると、子どもの海での遊泳中の事故者数(溺水、漂流による帰還不能など)は累計583人に上り、平成30年中は70人(前年比+18人)と過去10年間で最も多くなりました。

子どもが海で使用する遊具には、浮き輪やフロートなどがありますが、フロートは、風による影響を特に強く受ける遊具です。海上保安庁によると、平成30年中の事故の中には、フロートに乗った子どもが陸からの風により沖に向かって流された事例が複数見られ、中には、4歳児が溺れて中等症になった事故も発生しました。フロートに乗って、一度、子どもが流されてしまうと自力で帰還することは難しく、すぐに発見されなければ死に至ることも考えられ、大変危険です。

海で楽しくフロートで遊ぶために、主に以下のことに注意しましょう。

事故を防止するためのアドバイス

- 1 フロートの対象年齢を確認しましょう。
- 2 保護者はフロートに乗った子どもから目を離さない、手を離さないようにしましょう。
- 3 ライフジャケットを正しく着用させましょう。
- 4 遊泳可能な海水浴場で使用しましょう。
- 5 風の強い日は使用を控えましょう。
- 6 フロートの上で立ったり座ったりするときは慎重にさせ、取っ手がある場合は、しっかりつかまるように教えましょう。

参考：消費者庁

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_release_2019_190717_0003.pdf

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■個人情報の入力で高額請求の恐れ

大手通販会社や宅配会社、携帯電話会社をかたったメールを信じて、IDやパスワード、電話番号、クレジットカード番号などを入力してしまい、勝手に商品代金を通信サービス料金と合算で支払うキャリア決済やクレジットカード決済で身に覚えのない代金を請求されたという相談が寄せられています。

【事例】「お客様にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りましたので、下記URLよりご確認ください」とメールが届いた。リンクをタップし、指示に従い電話番号と認証コードなどを入力した。翌日、キャリア決済を利用したインターネット通販で10万円分を請求するメールが届いた。携帯電話会社に相談しているが、どうしたらよいか。

【アドバイス】これまで見たことのないメールやSMSなどが届いた場合、無視するか、むやみにメール内のURLのリンクを開かないようにしましょう。メールアドレスは実在する会社とよく似たものが使われることが多いようです。公式サイトなど、確かな情報源によって真偽を確認するようにしてください。添付ファイルも開かないようにしましょう。セキュリティ向上のため携帯電話会社などが行っている二段階認証を利用することも有効です。

もし情報を入力してしまった場合、お使いの携帯電話会社に不正なキャリア決済が発生していないか確認し、クレジットカードの利用明細も定期的にチェックしてください。また、金銭の被害がある場合は警察に届け出るようにしましょう。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■平成30年度消費生活相談概要

平成30年度に県消費生活センター（アイネス）で受け付けた消費生活相談件数は3,045件で、前年度同期に比べて389件、率では11.3%減少しています。昨年度に比べれば減少したものの、架空請求はがきに関する相談が多くありますのでご注意ください。

アイネスに寄せられた苦情相談は、年代別では、70歳以上が663件と最も多くなりました。続いて60歳代が499件となっており、60歳代以上が全体の約4割を占めています。

アイネスに寄せられた苦情相談の多い商品・役務についてみると、近年ワンクリック請求等、インターネットを通じての動画配信サービスや、出会い系サイト、占いサイト等に関する相談が多くありました。

販売購入形態別にみると、電話勧誘販売やマルチ・マルチまがい商法に関する相談が増加しています。契約の際は十分に注意しましょう。

消費生活センターでは匿名で相談を受け付けています。何かありましたらお気軽にご相談ください。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。
次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■ アイネス消費生活出前講座のご案内

アイネスでは、消費生活相談員などによる、消費生活に関する様々な情報や、消費者被害に遭わないポイントなどの消費生活出前講座を行っています。

講師料や出張費は不要です。場所の確保及び場所代のみご負担願います。

学校の授業やPTA、放課後児童クラブなどでもニーズに合わせた内容でお話しします。また地域の高齢者の方々、ヘルパーさんやケアマネージャーさんを対象とする講座など、ご要望に応じて行いますのでお気軽にご連絡ください。電話で日程調整の上、下記申込用紙をメール等でお送りくださいますようお願いいたします。

申込用紙はこちらからダウンロードしてください。

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/demae-kouza.html>

【テーマの一例】

- 契約の基礎知識を教えて！
- クーリングオフってどんな仕組み？
- インターネットの契約トラブル
- 最近の悪質商法
- 「小学生も消費者」「中学生も消費者」
- お金の使い方

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■公的機関名を名乗る不審電話 「アポ電」の可能性、相談を

消費生活センターや社会福祉協議会といった公的機関の職員を名乗り、個人情報聞き出そうとする不審な電話に関する相談が寄せられています。

【事例】 高齢で一人暮らしの母の元へ消費生活センターの職員と名乗る電話があり、「一人暮らしですか」と尋ねられたそう。つい「はい」と返事をすると、「緊急連絡先はありますか」「預金は500万円以上ですか」と続けて聞かれた。それ以上は答えずに電話を切ったが、消費生活センターからの問い合わせだったのだろうか。

【アドバイス】 消費生活センターからそのような電話をすることはありません。事例のような不審な電話があった場合は、すぐに警察や消費生活センターへ相談するようにしてください。

金をだまし取ろうとしたり、空き巣に入ろうとする前に電話で情報を聞き出そうとする「アポ電（アポイントメント電話）」の可能性がります。電話がかかってきて家族構成や資産状況を聞き出された場合、振り込め詐欺、窃盗、強盗などにつながる恐れがあるのでご注意ください。知らない電話番号からの電話には慎重に対応し、必ず周囲の人へ相談するようにしましょう。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■モバイルバッテリーの事故に注意しましょう！

モバイルバッテリーは、スマートフォンやタブレット等を充電できる予備の電源として、近年急速に普及しています。

軽量でありながら高電圧かつ大電力なため、多くの消費者にとって身近なものになっていますが、取扱いを誤ると発熱によってやけどを負うこともあり、場合によっては事故につながることもあります。消費者庁には、公共交通機関の中で事故が起こった事例も寄せられています。

あわせて、下記のとおり注意喚起をしていますので、使用される方はご注意ください。

- (1) リコール対象製品でないか、リコール情報を確認しましょう。
- (2) 新規に購入する際は、PSE マークを必ず確認しましょう。
- (3) 製品本体に強い衝撃、圧力を加えない、高温の環境に放置しないようにしましょう。
- (4) 充電中は周囲に可燃物を置かないようにしましょう。
- (5) 膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど、いつもと違って異常を感じたら使用を中止しましょう。
- (6) 充電コネクタの破損や水ぬれに注意しましょう。
- (7) 公共交通機関での事故を避けるため、持込規則を確認して、それに従いましょう。
- (8) 使用済みモバイルバッテリーはリサイクルに出しましょう。やむを得ず廃棄する際には他の家庭ごみと区別して出しましょう。

参考：消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_020/

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■健康食品による体調不良に注意しましょう！

株式会社 e.Cycle の販売する「ケトジェンヌ」と称する健康食品を使用したところ、下痢等の体調不良が生じたという事故情報が短期間に急増しています。今後の消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁が注意を呼び掛けています。

「ケトジェンヌ」を使用する場合は、身体被害が生じ得ることに御留意ください。また、当該商品の使用後に下痢等の体調不良が生じた場合は、速やかに使用を控えた上で、最寄りの医療機関や保健所に相談するようにしてください。

なお、契約上の相談がある場合は、お近くの消費生活センターへご相談ください。

○「ケトジェンヌ」とは

「ケトジェンヌ」は、株式会社 e.Cycle（本社：東京都渋谷区）が平成 31 年 3 月から販売しているカプセル形状の健康食品です。主にインターネット上で販売されており、「MCT オイルやスーパーフードによりケトジェニックダイエットをサポートしてくれるサプリメント」、「ケトジェニックダイエットとは脂肪をエネルギーに変えて痩せる」、「ケトジェンヌで不足になりがちな栄養素を補いながらケトジェニックダイエットを継続することで、無理せず健康的にスリムなボディーになることができます」といった宣伝がなされています。

参考：消費者庁

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms204_20190906_1.pdf

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■高齢者の誤飲・誤食事故に注意しましょう！

消費者庁には、65歳以上の高齢者の誤飲・誤食の事故情報がこれまでに318件寄せられており、医薬品の包装シート、義歯・詰め物、洗剤や漂白剤等を誤飲・誤食したという事故が多く見られました。

高齢者が食品や医薬品以外のものを間違えて口にする事故は、御自身では気付かない場合が多く、家族や介護者等周囲の人が以下の点に気を配ることが大切です。

- (1) 医薬品の包装シートは1錠ずつに切り離さないようにしましょう。
- (2) 定期的に歯科を受診し、義歯を良好な状態に保つとともに、食後に義歯を確認しましょう。
- (3) 食器の中に洗剤や漂白剤を入れて放置しないようにしましょう。
- (4) 食品や飲料とそれ以外のものは別の場所で保管しましょう。
- (5) 食品の容器に食品以外のものを移し替えないようにしましょう。
- (6) 誤飲・誤食すると危険なものは、認知症の方の手の届かないところに保管しましょう。

参考：消費者庁

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms204_190911_01.pdf

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

- 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■チケットを不正転売サイトで購入してしまった

コンサートやスポーツ観戦のチケットをインターネットで購入し、届いたチケットをよく確認すると公式サイトではない転売仲介サイト等で購入していたという相談が寄せられています。

【事例】スポーツ観戦チケットをインターネットで検索し、検索画面に表示されたサイトで購入した。観戦日が近づきチケットが届いたが、よく見ると自分の名前ではない名前が記載されており、公式サイトではない非公式の転売仲介サイトで購入したようだとなった。購入を取り消したいが、どうしたら良いだろうか。

【アドバイス】一度行った契約を取り消すことは難しいため、申し込みを行う場合はあらかじめ公式サイトであるかどうかをよく確認し、キャンセルに関するルールなども確認するようにしましょう。

イベントによってはチケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れなかったり、無効とされたりすることがあります。クレジットカード会社等に連絡し、決済の取消が可能であるかといった対応について確認しておくことも重要です。

ご相談の際は、最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にお問い合わせください。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■ラグビーワールドカップ2019の不正転売チケット

試合観戦等のチケットを購入する際、公式サイトだと思い込んで不正転売サイトで購入してしまったという相談が相次いでいます。

大分県では、ラグビーワールドカップ2019日本大会の試合が明日から開催されます。公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会によれば、転売サイトや、会場周辺で見知らぬ人からチケットを購入した結果、試合当日に入場できないケースが多発しています。また、偽造されたチケットや複製されたチケット、既に失効しているチケットが転売されている悪質なケースも複数確認しているということです。

チケットを購入する際は、必ず公式サイトであるかどうかを確認してから購入するようにしましょう。

また、誤ってチケット転売仲介サイト等の非公式ルートで購入してしまった方には、チケット無効証明書の発行を受け付けているとのこと。

---以下引用---

転売事業者への払戻し申請手続き等に使用するため、チケット無効証明書の発行を希望される場合は、試合当日のチケットボックスにご相談頂くか、またはチケットカスタマーセンター support@tickets.rugbyworldcup.com まで当該チケットの写真を添付の上、eメールでご連絡下さい（eメールの件名に必ず当該の試合日をご記入ください）。

※なお、チケット無効証明書は、当組織委員会において、転売事業者による払戻しを保証するものではありません。

---以上引用---

参考:チケット購入に際する注意喚起のご案内 ラグビーワールドカップ2019TM日本大会
<https://www.rugbyworldcup.com/news/485699>

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

- 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■タトゥーシールやフェイスペイントによる肌トラブルが発生！

タトゥーシール、フェイスペイント又はボディペイントは、ハロウィンパーティー、スポーツ観戦などのイベントの際に手軽に楽しめるとあって、多くの種類の製品が販売されています。しかし、肌に合わずかゆくなった、剥がしたときに肌に傷が付きシミが残った等の事故情報が消費者庁に寄せられているということです。

そこで、販売されている製品に有害な成分が含まれていないか、独立行政法人国民生活センターでテストを実施したところ、一部の製品において、化粧品には含有が認められていない成分が検出され、皮膚の炎症やアレルギー等の原因になる物質が含有されることもあることが分かりました。

- ・化粧品のよう安全性の基準等が定められた製品ではないことに留意して使用しましょう。子どもに使用する場合は、より注意が必要です。
- ・アレルギー体質の方は、成分表示をよく確認しましょう。
- ・肌に傷や湿疹などの異常がある場合には使用しないようにしましょう。症状を悪化させる可能性があります。
- ・使用方法、剥がし方、対象年齢及び使用上の注意をよく読んでから使用しましょう。
- ・事前に腕の内側などの目立たない部分で使用テストをしましょう。
- ・肌に合わない場合はすぐに使用を中止し、赤み、腫れ、かゆみ、痛み、刺激や黒ずみ等の異常がある場合には皮膚科医を受診しましょう。

参考:消費者庁

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms204_190918_1.pdf

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■電車のドアやホームドアの戸袋への引き込まれに注意しましょう！

秋はスポーツイベント、秋祭り、ハロウィン等、楽しいイベントが多く、子どもと一緒に電車でお出かけすることも増えるかもしれません。

消費者庁には、電車のドアやホームドアの戸袋に子どもの手や足が引き込まれた事故情報が医療機関(※)から寄せられているということです。

「電車の扉が開くときに、子どもの左上腕の中央まで戸袋に引き込まれてしまった。駅員が来て引っ張ってくれて腕を抜くことができた。10分～15分間ほど、挟まれていた。」(1歳)

「ホームドアに手をついていて、開くときに戸袋に引き込まれて左手の薬指を挟んだ。」(2歳)

「子どもを抱っこして電車に乗っていて、ドアが開くときに、子どもの右手が戸袋に引き込まれてケガをした。15分～20分間、戸袋に手首まで引き込まれていた。」(1歳)

電車のドアやホームドアは、手や足などが接触していると、ドアが開くときに戸袋に引き込まれ、骨折などのケガにつながる場合があります。

電車のドアやホームドアからは、子どもを離れさせましょう。

子どもを抱っこやおんぶしているときにも、ドアから離れましょう。

子どもの手足が、ドアに接触していないか確認しましょう。

(※)消費者庁は国民生活センターと共同で、平成22年12月から、医療機関(令和元年9月末時点で24機関が参画)から事故情報の提供を受けています(医療機関ネットワーク事業)。

参考:消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20191003/

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示 110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■「訪日観光客消費者ホットライン」に寄せられたトラブル事例

国民生活センターでは、日本を訪れる外国人観光客の増加に伴って今後増えていくと予想される訪日観光客の消費者トラブルに対応するため、2018年12月より、訪日外国人向けの消費者相談窓口として、「訪日観光客消費者ホットライン（03-5449-0906）」を開設しました。

この窓口では、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、日本語による相談を受け付けています。

寄せられる相談の中には、文化や習慣、言葉の違いから生じる相互の理解不足が原因と思われるものなど、通常の消費生活相談には見られない訪日窓口特有のものもあります。いくつかの事例を引用してご紹介します。

【事例1】高級腕時計を返品しようとしたら断られた

免税店で高級腕時計を買ったが、別の店で同じ商品がさらに安く販売されているのを見つけたため、翌日店舗へ出向いて返品を申し出たが、自己都合での返品は不可と言われた。（2019年6月受付 中国語）

【事例2】居酒屋で注文していない料理（お通し）の代金を請求された

居酒屋で2人で食事をしたが、会計時に注文していない料理（お通し）に対して1人約400円を請求された。また、鍋料理を1人前しか注文していないはずが、2人前の請求を受けた。その場では支払ったが、納得できないので返金してほしい。（2019年2月受付 中国語）

日本独自の文化や習慣に関して、訪日観光客側の理解不足、事業者側の説明不足等のためにトラブルとなっているケースが見られます。【事例2】の居酒屋の「お通し」はその典型例で、日本人には広く知られている文化であっても、外国人にとっては注文していない料理に対して料金を支払うことについて疑問に感じてしまうことがあるようです。また、鍋料理も「2人前から注文可能」という日本ではよくあるシステムの理解が十分でなかったことによるトラブルです。【事例1】は商品の返品に関する相談ですが、日本では店舗で購入した商品は店側の承諾がない限り自己都合で返品することはできませんが、国によっては理由を問わず開封済みの商品であっても無条件で返品に応じているところもあるようで、これらの商習慣の違いから生じるものと考えられます。

参考:国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190919_1.pdf

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■Wi-Fi やパソコンの契約にご注意を

近年、「機器代金が無料」、「利用料金が安い」といった勧誘を受けてパソコンや Wi-Fi、携帯電話などの契約を行った後で後悔し、トラブルになる事例が多くありますので、ご紹介します。

【事例】2ヶ月前に料金が安いと勧誘されてパソコンと Wi-Fi の契約をしたが、あまり使う必要がなかったので店舗へ行き解約した。解約料について説明があり、いったんは了承した。しかし、不要になったのに高額な解約料を請求されることが不満だ。支払いたくない。

【アドバイス】相談者は納得した上で解約手続きを行っており、解約料の支払いを拒むことは大変難しいと考えられます。契約を行うときはそもそも本当に必要なものであるかをよく検討し、家族や周囲にも相談するようにしましょう。契約した後であっても、一定期間に条件を満たせば解約できる場合もあります。必ず契約書類等は保管し、契約内容や解約についてのルールを確認しましょう。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。
次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■増税に便乗した詐欺にご注意を！

10月から消費税率が引き上げられました。各地で増税に乗じて金をだまし取ろうとする電話やメールなどが報告されています。今後想定される事例と合わせて紹介します。

【事例①】クレジットカード会社から「消費税率の引き上げに伴う手数料の改定があるので、下記URLからお客様のIDとパスワードでログインしてください」というメールが届いた。このメールは信頼してよいだろうか。

【事例②】金融機関を名乗る電話があり、「消費税率の引き上げの影響で、社会保険料の還付金がもらえることになった。口座番号を教えてください」と言われた。教えてもよいだろうか。

【事例③】「キャッシュレス決済サービスにて未納料金があります。下記URLからキャッシュレス残高のチャージを行ってください」というショートメッセージサービス（SMS）が送られてきた。このような連絡があるものだろうか。

【アドバイス】金融機関や公的機関が電話やメールで口座番号や暗証番号を尋ねることはありません。話題になっている出来事にかこつけて消費者をだまそうとする詐欺が横行しています。むやみにメールを開かず、公式サイトなど確かな情報源によって確認するようにしましょう。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、

下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■お金の困りごと相談会 開催中！

借金の返済など債務に関すること、また家計のやりくりに困っている、などの様々な「お金の困りごと」に、弁護士や多重債務相談員が相談に応じます。無料で相談を受けることができます。事前予約制となっております。

下記の相談会についてはまだ空きがありますので、お気軽にお問い合わせください。
なお、この案内と入れ違いで予約が埋まっている場合がございます。ご了承ください。

○令和元年11月21日（木） 13:00～15:00 豊後大野市役所

○令和元年12月12日（木） 13:00～15:00 宇佐市役所

*お金の困りごと相談会のお問い合わせ先はアイネスではなく九州財務局大分財務事務所になります。

財務省九州財務局大分財務事務所

《多重債務相談窓口》相談員 安部

TEL：097-532-7188

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

■不審なハガキにご注意ください

「未納料金があります」「料金を支払ってください」などと書かれた身に覚えのない請求に関する相談が急増しています。

平成29年に流行した架空請求の手口が再度横行しているようです。

下記のような身に覚えのない請求をするハガキには絶対に連絡せず、請求には決して応じないようにしてください。

公的機関を装っている場合もあります。ハガキに書かれた連絡先には決して連絡しないようにしましょう。

○よくある架空請求ハガキに見られる言葉

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」

*あやふやな言葉で不安にさせます。

「このままご連絡なき場合は給与差し押さえを強制的に」

「裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始」

*差し押さえ、訴訟といった言葉を用いて不安を煽ります。

「取り下げ最終期日 ○年○月○日」

*ハガキが届いた翌日等に設定され、届いた人が慌てて連絡するように仕向けています。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、

下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■災害に乗じた悪質商法にご注意ください

災害時の混乱に乗じて被災者を狙う悪質商法やトラブルが後を絶ちません。過去の災害時に大分で報告された事例や、現在、全国で発生している事例を合わせて紹介します。

【事例①】地震が発生した日の一週間後に業者が訪問してきて、壁や屋根に不具合が生じているので工事をしてはどうかと強引に勧められた。断り切れずに契約したが、解約したい。

【事例②】自宅に「台風被害を保険金の範囲で修理します」というチラシが投函されていたので修理を申し込んだ。工事の着工前に保険会社から支払われた保険金より修理業者の見積もり額が高額だったため、修理を止めたいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。

【事例③】市職員を名乗る人が自宅に訪れ「災害被害の義援金を集めている」と言われた。しかし、市役所に確認すると「そのような訪問は行っていない」と言われた。

【アドバイス】災害による被害で自宅に修理が必要であれば、慌てずに複数の業者に見積もりを依頼したり、周囲に相談するようにしましょう。訪問販売で一定の条件を満たせばクーリング・オフが可能な場合もあります。また、「保険金が使える」と勧誘されてもうのみにせず、まずは自身が契約している保険会社や代理店に相談しましょう。契約する前に解約料や条件を確認しておくことも大切です。義援金は、確かな団体が実施しているかよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■ 架空請求やおしおし詐欺に対策を！

身に覚えのないお金を請求される架空請求や、家族や友達を装って電話をかけてくるおしおし詐欺といった手口が近年多発しています。

平成30年中に大分県内では架空請求詐欺が99件、融資保証金詐欺が10件、おしおし詐欺が7件、還付金詐欺が6件発生しており、関連する特殊詐欺の被害総額は約2億1,851万円となっています。

被害は、電話やメールを糸口に騙そうとしてくることが多く、家庭の固定電話にも詐欺電話がかかってくる場合があります。

詐欺にひっかからないためには、知らない電話番号からの電話は取らないようにする、電話でお金のお話が出たらまず疑う、といったことが重要です。

最近では、録音機能が付いた電話や、知らない番号からの電話には警告する機能が付いている電話、電話自体に取り付ける録音機など様々な機能が付いた機器が販売されています。

遠方にいるご家族や、ご家庭に設置することを検討してはいかがでしょうか。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■みんなで防ごう高齢者の事故

厚生労働省の「人口動態調査」によると、高齢者の不慮の事故による死亡者数は、「転倒・転落」、「誤嚥等の不慮の窒息」、「不慮の溺死及び溺水」の順に多く、これらの事故による死亡者数は、「交通事故」による死亡者数よりも多くなっています。

特に冬季は、お餅による窒息事故、入浴中の溺水事故が起きやすい季節です。これらの事故を防ぐためには、高齢者本人だけでなく、周りで見守っている家族などの同居者も一緒になって対策を考える必要があります。

<餅の窒息事故を防ぐために>

餅は食品の中でも、窒息事故が起きやすい食品です。特にお正月は、ふだんはあまり餅を食べないという高齢者でも、時節の料理ということで久しぶりに食べる場合が多く、御飯（米飯）やパン等と異なり、食べ慣れていないので注意が必要です。下記の点に注意しましょう。

- 餅を小さく切っておく
- 先にお茶や汁物を飲んで喉を潤しておく
- 餅はよくかんで唾液とよく混ぜ合わせてから飲み込む

<入浴中の溺水事故を防ぐために>

高齢になると血圧を正常に保つ機能が低下するため、寒暖差などで急激な血圧の変動があると、脳内の血流量が減り意識を失うことがあり、これが入浴中に起きると溺水事故につながる考えられています。特に、熱い浴槽内から急に立ち上がった時に、めまいや立ちくらみを起こすような方は注意が必要です。また、高齢者は食後に血圧が下がり過ぎる食後低血圧を起こしやすいため、食後や飲酒後も入浴を避ける必要があります。下記の点に注意しましょう。

- 入浴前に脱衣所や浴室を暖めておく
- 湯温は 41 度以下、湯につかる時間は 10 分を目安にする
- 浴槽から急に立ち上がらない
- 食後、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避ける
- 入浴前に同居者に一声掛ける
- 同居者は入浴中の高齢者の動向に注意する

参考：消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_009/pdf/consumer_safety_cms204_191218_01.pdf

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）
<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！
★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。
<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■クレジットカードでいつの間にかリボ払いに…

クレジットカードのリボ払いは意図しない高額な手数料が発生することがあります。最近、「リボ払いにしたつもりがないのにいつの間にかリボ払いをしていた」という相談がありますので、国民生活センターの注意喚起を引用します。

【事例】私はクレジットカードを使う時、レジで必ず「一括払いで」と告げ、レシートに一括と書かれていることを確認していました。ところが、後から利用明細を見ると、心あたりのないリボ払いの手数料を取られていました。一括払いと指定したはずなのに、なぜリボ払いになったのでしょうか？

【回答】

リボ専用または自動リボ設定のクレジットカードを利用したため、レジで「一括払い」と告げても、自動的にリボ払いになったと考えられます。

質問事例のように、「意図しないリボ払い」によるトラブルが起きています。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えることができる一方、支払いが長期化し手数料がかさむことがある支払い方法です。カードを新たに申し込む際は、支払い方法に関する説明をきちんと確認した上で、手続きをしましょう。また、会員規約や毎月の利用明細には必ず目を通し、不明点がある場合にはカード会社に問い合わせましょう。

【アドバイス】「意図しないリボ払い」によるトラブルを避けるため、カードの申込みの際は以下の点に注意しましょう。

（1）説明は最後まで確認し理解の上、申し込みましょう

リボ専用カードや自動リボ設定の説明では、年会費優遇やポイント付与など申込みの特典が強調され、消費者の目がこれらの有利な点に向きがちです。規約や表示など説明は最後までよく確認し、不明点があればカード会社に説明を求め、内容を十分に理解した上で申し込みましょう。

（2）リボ専用カードを見分けましょう

リボ専用カードは「リボ払い」「リボルビング方式（払い）」「ミニマムペイメント方式（払い）」などと記載されることがあります。「リボ専用カード」と明示されていない場合もあるため、注意しましょう。

（3）自動リボ設定になっていないか確認しましょう

カード会社によっては自動リボ設定などを愛称で記載していることがあります。すぐにはリボ払いと分からない場合もあるため、記載内容をよく確認しましょう。

参考：国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2017_19.html

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■定期購入にご注意

1 回限りのお試し価格と思って健康食品やダイエット食品、サプリメントなどを申し込んでみると、実は定期的に購入する契約をしていたという相談が増加しています。

【事例】スマートフォンを使用していると、「今だけ100円」「必ず痩せる」といった広告を見かけた。気になったので広告内容を表示し、1セット100円で購入できるならと思い申し込んだ。しばらくすると商品が届いたが、あまり効果が感じられなかったので再度購入するつもりはなかった。しかし、1カ月後にまとめて5セット届いた上に5万円の請求書が届いたため、驚いて業者に連絡すると、「6セットのうち最初の1セットのみが100円で、残りは1セット1万円だ。6セットの購入契約となっている」と言われた。注文時の確認メールはもう削除していて、覚えていない。支払わなくてはならないか。

【アドバイス】自ら申し込んだ通信販売の場合、クーリング・オフは適用されないため、業者の規約に沿った対応が求められます。購入契約をするときは、必ず金額や購入条件についてよく確認するようにしましょう。購入条件が明示されていたなら、1セットだけだと思い込んで購入したことを理由に解約を求めることは困難です。ただし、購入条件が契約時に明記されていなかったり、分かりにくかった場合、まずは業者に交渉を申し出ることで解約につながることもあります。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、

下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■消費者セミナーのご案内

公正取引委員会九州事務所が主催する消費者セミナーについてご案内します。

「一日公正取引委員会 in 大分」の一環として、消費者の方向けに消費者セミナーを開催いたします。定員50名、事前申込は2月7日（金）までとなっております。

主催：公正取引委員会九州事務所

日時：2月13日（木）13:00～14:00

場所：コンパルホール3階 304会議室

内容：私たちが安くて良い商品を買えるワケ（独占禁止法）

意外に知らない表示のあれこれ（景品表示法）

クイズを交えて、実際に起きた事例などを紹介しながら、消費者の皆様にご案内いたします。公正取引委員会の業務や、独占禁止法・景品表示法を分かりやすく説明いたします。

ふるってご参加ください。

* 申込は公正取引委員会九州事務所総務課まで、電話もしくは FAX でお申し込みください。

電話：092-431-5881

FAX：092-474-5465

詳しくは別添のチラシをご確認ください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることはできます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■新型コロナウイルス感染症予防等について

新型コロナウイルス感染症に関する予防法としては、一般的な衛生対策として、咳・くしゃみによる飛沫の飛散を防ぐために不織布性マスクを積極的に着用することや、手洗いなどを行っていただくことが推奨されています。特に、感染していない健康な人は、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない、人込みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つといった行動をとることが重要です。

マスクについては、1月28日に厚生労働省及び経済産業省が関係団体に増産など安定供給への配慮について要請を行ったところです。消費者の皆様におかれましては、冷静にご対応いただくようお願いいたします。

参考：大分県 <http://www.pref.oita.jp/site/bosaianzen/shingatacorona.html>

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、

不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。
次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■カセットボンベの保管期間にご注意を！

カセットこんろの燃料として使用されるカセットボンベは、利便性が高く、手軽な反面、高圧ガスを使用した可燃性の商品であるため、取扱いには注意が必要です。

カセットボンベは、防災対策の日常備蓄品としても推奨されていますが、製造から長期間経過したり、保管環境が悪いと、内部パッキンの劣化によってガス漏れが発生する可能性があります。大変危険です。

そこで、長期保管されていたり、保管環境が悪かったカセットボンベを国民生活センターが調査しました。

●ガス漏れ検知の調査

16年以上の長期保管されていたカセットボンベは、本来はガスが噴出することのないシステムの根元付近からガス漏れが発生しました。購入後の保管期間が5年程度のカセットボンベであっても保管環境が悪い場合は、ガス漏れが発生しました。

●ステムの根元の内部パッキンの調査

経年変化によって、内部パッキンが劣化していました

●表示の調査

目安となる使用期限の表示があるものとなないものがありました。

ガスが残っている状態で処分したいときの対応方法について具体的な表示はありませんでした。

【アドバイス】

近年販売されたカセットボンベには、製造年月日が表示されています。現在お持ちのカセットボンベは、製造年月日から長期間経過していないか確認してから使用しましょう。製造時期や購入時期がわからないような場合や、金属部に変形や錆がある場合は使用しないようにしましょう。

不要となったカセットボンベは、空になった状態でお住まいの自治体の指示に従って廃棄しましょう。

カセットボンベは、こんろ等の使用器具から取り外して適切な方法で保管し、年に一度は製造時期を確認し、経年に応じて使い切りましょう。災害対策用等で備蓄しているものは、経年に応じて古いものは使いきり、新しいものを補充しておきましょう。

参考：国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191226_1.html

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをして「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■新型コロナウイルス感染症の発生に伴うマスク等の不足について

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、感染症の拡大の効果的な予防には、風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要です。

1 マスクは買い占めなくても大丈夫

風邪や感染症の疑いのある人にマスクを届けるために、必要な分だけ買うようにしましょう。

2 使い捨てマスクがないときは代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど口を塞げるものでも飛沫（くしゃみなどの飛び散り）を防ぐ効果があります。

3 こまめな手洗いなどの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など口や鼻に触れる前に、こまめに手洗いなどをしましょう。

参考：消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_masuku_200212.pdf

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■便乗詐欺にご注意を！

新型コロナウイルスの流行によって、各地でマスクが不足していたり、トイレットペーパーが不足するというデマが流れたり、様々な社会現象が起っています。災害時など、普段と異なる状況のときには、混乱に乗じた詐欺が横行することがありますのでご注意ください。大分県内では初の感染者が確認され、今後さらに注意する必要があります。今後想定される事例を紹介します。

【事例①】「ご注文のアルコール消毒液をお届けします。代金は2万円です」というメールが届いた。注文した覚えがないが、お金を払わなければいけないだろうか。

【事例②】SNSで、「私はトイレットペーパーをたくさん持っているので、良ければお届けします。下記URLから住所や氏名を送ってください」という連絡があった。信頼できるだろうか。

【事例③】「マスク購入の権利が当選しました。マスクを購入するには明日までに返信してください。」というショートメッセージサービス（SMS）が送られてきた。このような連絡があるものだろうか。

【アドバイス】マスク不足といった消費者の不安な心理につけこんでだまそうとする詐欺が考えられます。身に覚えのないお金を支払う必要はありません。また、むやみにメールのURLをクリックしたり、返信したりすると、お金を請求されることがあります。不審な連絡があったら冷静に判断し、周囲に相談するようにしましょう。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■「個人情報が漏れている」！？架空請求にご注意ください

「個人情報が漏れている」といった虚偽の電話をし、不安をあおることで金をだまし取ろうとする詐欺が後を絶ちません。今年、県内では過去最高被害額となる特殊詐欺事件が発生しました。自分が被害者にならないように気をつけるだけでなく、周囲に被害に遭っている人がいないか注意することが重要です。

【事例】公的機関をかたる男から電話で「あなたの個人情報が3つの会社の名簿に記載されている。A社とB社は削除できたが、C社が削除できない。削除するためには代理人が必要だ」と言われ、ある団体に代理人を手配するという。その後、C社から電話があり、手続きに必要なという番号を教えてもらい、代理人に番号を伝えた。すると、C社から再度電話があり、「代理人に番号を伝えるのは違法だ。社員が逮捕された。これから自宅に社員を向かわせるので、保釈金を払うように」と言われ、恐ろしくなってすぐに現金で100万円を支払ってしまった。

【アドバイス】複数の人物からの電話で本当の話であるかのように思い込ませる手口です。「逮捕」や「保釈金」といった言葉を使って被害者を萎縮させ冷静な判断ができない状態に追い込みます。口止めをされても、不審なことがあれば必ず誰かに相談するようにしましょう。誰にも相談できず、事件の発覚が遅くなってしまう場合もあります。周囲の見守りが重要であるため、家族や地域で協力して被害を防ぎましょう。

相談は匿名でできます。何かあれば最寄りの市町村、県の消費生活センターの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

■3月15日以降マスクの転売が禁止されます！

令和2年3月10日に「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、3月15日以降のマスクの転売行為が禁止になります。

例えば、ドラッグストアなどの小売店でマスクを購入した人が、そのマスクを

- 1 インターネットで出店し取引した場合
- 2 フリーマーケットや露店等で販売し取引した場合
- 3 多数の人々に勧誘を行って販売し取引した場合

などが対象になります。

違反した場合には、1年以下の懲役か100万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

詳しくはこちらをご覧ください。

消費者庁：https://www.caa.go.jp/about_us/minister/eto_message_003/

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

■大分県消費生活審議会を開催しました

令和2年1月21日（火）に第54回大分県消費生活審議会「消費者教育部会」を開催しました。8名の委員の出席のもと、活発な議論を行いました。

1 議事

（1）消費者教育に係る取組状況について

- ① 消費者教育・啓発講座等開催状況
- ② アイネス夏休み講座の実施状況
- ③ 関係機関等との協議状況
- ④ 「社会への扉」活用状況

（2）来年度の取組について

- ・高齢者に対するエシカル消費の普及について

2 主な意見等

- ・「社会への扉」について、生徒の指導を行っている先生方の意見を聞いた方がよい。
- ・専業主婦やパート勤務者など、職場での研修を受けるような機会の少ない人のために、PTA の研修などの中で、消費者教育を行うようなことはできないか。
- ・（上記の意見について）PTA の家庭教育部会を活用するとよい。
- ・高齢者の中には、閉じこもりに近い人もいるので、そのような人を掘り起こすような取組も必要である。
- ・高齢者には「エシカル消費」は難しい。身近な「ゴミ問題」などから取りかかるほうがよい。
- ・小中学校は環境教育に熱心であるから、そこに絡めて消費者教育を推進する。子どもから祖父母（高齢者）に情報が伝われば、浸透するのではないか。

参考：https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/4039_2719645_misc.pdf

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録してなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）